

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金  
(二国間クレジット制度案件組成事業)  
公募要領

平成27年5月

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課  
市場メカニズム室

(運営委託業務受託者 公益財団法人地球環境センター)

## 目次

1. 事業目的	1
2. 事業内容	1
(1) 事業概要	1
(2) 補助対象事業	1
(3) 交付額	2
(4) 応募の条件	2
(5) 補助対象経費	2
(6) 事業期間	2
3. 補助金の交付方法等について	3
(1) 補助事業者の選定方法	3
(2) 審査方法	3
(3) 審査項目	3
(4) 審査結果の通知	3
(5) 交付申請	3
(6) 交付決定	3
(7) 事業の開始について	3
(8) 事業の実施状況の報告	4
(9) 報告関連会合への出席	4
(10) 補助事業の計画変更について	4
(11) 案件組成報告書の提出	4
(12) 完了実績報告書の提出	5
(13) 補助金の支払い	5
(14) 交付決定の取消し等	5
(15) 不正に対する交付決定の取消、罰則の適用	5
(16) 補助事業の年間予定スケジュール	5
(17) プロジェクト実施状況報告書の提出	6
(18) プロジェクトの実施の遅延の報告	6
4. 公募案内	6
(1) 応募方法	6
(2) 応募に必要な提出物及び提出部数	7
(3) 公募説明会	8
(4) 応募に関する質問の受付及び回答	8
5. 留意事項等	9
(1) 公表	9
(2) 経理	9
(3) その他	9

別表 経費費目の細分について.....	10
別紙.....	11
【参考資料】 .....	12

## 1. 事業目的

我が国は、途上国への優れた低炭素技術・製品・システム・サービス・インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス(以下「GHG」という。)排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価し、我が国の削減目標の達成に活用するため、二国間クレジット制度(Joint Crediting Mechanism (JCM))を構築・実施しています。

平成25年1月のモンゴルをはじめとして、これまでにバングラデシュ、エチオピア、ケニア、モルディブ、ベトナム、ラオス、インドネシア、コスタリカ、パラオ、カンボジア、メキシコ及びサウジアラビアの13か国との間でJCMを開始するための二国間書に署名しており(平成27年5月25日現在)、現在、他の途上国についても、様々な場を活用して協議を行っております。平成25年11月に発表された「攻めの地球温暖化外交戦略」においても、3年間で署名国を倍増させるべくこれらの協議を加速させることや、JCMに基づくプロジェクトの形成を支援するべく、様々な支援方策を実施していくことが示されており、また、平成26年9月の国連気候サミットにおける安倍総理スピーチにおいても、JCMを着実に実施し、優れた技術を国際社会に広め、世界の削減に貢献する旨発言されています。

我が国が提案しているJCMにより、途上国における新たな排出削減事業の発掘と低炭素社会実現の支援を推し進めるためには、JCMのプロジェクトを着実に実現していくことが重要です。

このため、本補助事業では、JCMの登録を目指し、JCMの下で途上国において優れた低炭素技術等の導入によるエネルギー起源CO<sub>2</sub>の排出削減を実施するプロジェクト(以下「当該プロジェクト」という。)を組成することを目的とします。

## 2. 事業内容

### (1) 事業概要

- ① 当該プロジェクトの実施に向けた具体的な資金計画、詳細設計、工事計画、運営計画、実施体制、MRV体制等の立案。
- ② JCM 合同委員会での承認を目的とした JCM 方法論案の構築。
- ③ ホスト国の担当省庁等に対する説明及び説明資料等の作成。
- ④ ホスト国の関係者への理解促進のために効果的と見込まれる場合におけるホスト国関係者の日本への招聘、研修(技術実地視察を含む)の実施。

### (2) 補助対象事業

本事業は、以下の要件を満たすものであることとします。

- ① 気候変動枠組条約(UNFCCC)を批准しており、JCM の二国間文書に署名した又は署名することが見込まれる国において、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出削減を行うとともに、同制度を通じて我が国の削減目標達成に貢献するプロジェクトを組成する事業であること。
- ② 事業及び事業により組成を目指すプロジェクトが事業を実施する国の環境に悪影響を及ぼさないものであること。



### 3. 補助金の交付方法等について

#### (1) 補助事業者の選定方法

補助事業者は一般公募により選定します。まず、環境省の委託を受けた当該補助事業の運営委託業務受託者(公益財団法人地球環境センター(以下「センター」という。))による一次審査を行います。その後、第三者有識者で構成する公募審査委員会による二次審査として、審査項目に基づく採点を行います。採点結果をもとに、対象国や対象分野も考慮し、予算総額の範囲内において補助事業者を選定し、採択案件を決定(内示)します。内示の時期は、7月上旬を目途とします。

#### (2) 審査方法

審査は、応募者より提出された書類に基づく書面審査及びヒアリングを行います。なお、必要に応じて追加資料の提出等を求めることがあります。

ヒアリング審査は、応募締切後2週間以内を目途に実施する予定です。

#### (3) 審査項目

審査項目については別添「二国間クレジット制度案件組成事業 採択審査基準」をご参照ください。

#### (4) 審査結果の通知

採択・不採択の結果については、応募団体宛(提案書に記載のある住所)に文書で通知します(平成27年7月上旬を予定)。合わせて、採択案件の事業名及び団体名を環境省から公表します。

採択／不採択の理由等についての問合せには、一切応じられません。

#### (5) 交付申請

公募により選定された補助事業者には補助金の交付申請書を、センターを通じて環境省に提出していただきます。なお、交付申請書の記載内容については、センターにおいて事前確認を行い、必要に応じて修正及び再提出等を求めることがあります。

申請手続等は二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金交付要綱をご参照ください。

([http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz\\_local/subsidy/h27.html](http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/subsidy/h27.html))

#### (6) 交付決定

環境省は、提出された交付申請書の内容を審査し、補助金の交付が適当と認められたものについて交付の決定を行います。なお、環境省における交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日です。下記(7)の事業の開始は交付決定を受けた後となりますので、交付申請書の提出から交付決定までには時間を要することについて、ご注意ください。

#### (7) 事業の開始について

補助事業者は、環境省からの交付決定を受けた後に初めて補助事業の開始が可能となります。

補助事業者が他の事業者等と委託等の契約を締結する際には、以下の点に注意してください。

① 契約日・発注日は環境省の交付決定日以降であること。

- ② 補助事業の遂行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争原理が働くような手続によって相手先を決定すること。
- ③ 当該年度に行われた委託等に対して、原則として当該年度中に対価の支払い及び精算が行われること。

#### **(8)事業の実施状況の報告**

補助事業者は事業開始後、センターが事業実施状況を把握するために、毎月の事業実施状況についての月次報告書および現地調査を行った際の現地調査報告書を提出してください。

必要に応じてセンターから事業実施状況について打ち合わせを行います。また、補助事業者と調整の上、センターが現地調査に同行する場合があります。

#### **(9)報告関連会合への出席**

センターから依頼をした場合、以下の報告関連会合等に出席し、本事業内容について報告していただきます。

- ① 温暖化対策シンポジウム(1月下旬又は2月上旬ごろ開催予定)
- ② ホスト国協議会合(平成28年2月上旬または中旬を予定)

#### **(10)補助事業の計画変更について**

補助事業者は、以下の事項に該当する場合は、あらかじめ様式第4による計画変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければなりません。

- ① 補助事業に要する経費(人件費及び業務費)の配分を変更しようとするとき。ただし、変更前のそれぞれの配分額のいずれか低い額の15%以内の変更を除く。
- ② 補助事業内容の変更をしようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係が無い事業計画の細部の変更である場合を除く。

#### **(11)案件組成報告書の提出**

以下のとおり、案件組成報告書を提出していただきます。(方法論案以外で5ページ以内を想定)

- ① 案件組成報告書の記載事項
  - ア. 調査又は検討結果
  - イ. プロジェクトの実施により見込まれるGHG削減量
  - ウ. 方法論案
  - エ. 事業採算性の評価
  - オ. プロジェクトの JCM 登録申請までのスケジュール
  - カ. その他プロジェクトの実施に必要な事項
- ② 案件組成報告書の提出時期

補助事業者は、補助事業を完了したときは、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに案件組成報告書を提出することとする。

## (12) 完了実績報告書の提出

補助事業者は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、完了実績報告書をセンターを通じて環境省へ提出ください。必要に応じて修正を依頼することがあります。

## (13) 補助金の支払い

環境省は、完了実績報告書を受けた場合において、報告書等の書類の審査等を行った上で、補助事業者からの請求に基づき、平成28年4月30日までにその実績額に応じた額を支払うものとします。

## (14) 交付決定の取消し等

次のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することがあります。この場合、交付した補助金の一部又は全部について、加算金を含め環境省に返還しなくてはなりません。

- 一 補助事業者が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び同法施行令その他の法令若しくはこれに基づく大臣の処分若しくは指示又は交付要綱に違反した場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為をした場合
- 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合

## (15) 不正に対する交付決定の取消、罰則の適用

申請内容の虚偽、補助金の重複受給、その他法令等に違反したことが判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われる可能性があります。

## (16) 補助事業の年間予定スケジュール

日 程	内 容
5月26日(火)	公募開始
6月16日(火)	応募締切
6月中旬～下旬	一次審査実施および二次審査実施
7月上旬	審査結果の通知
7月中旬	交付申請書・事務処理説明会
7月中旬～下旬	交付申請書の提出
8月上旬～下旬	交付決定
	事業の開始
8～2月	事業の実施
1月下旬～2月上旬	温暖化対策シンポジウムの開催
3月4日	事業の終了
	案件組成報告書の提出



3月中旬～下旬頃	完了実績報告書の提出
4月末	環境省による補助金支払

### (17)プロジェクト実施状況報告書の提出

以下のとおりプロジェクト実施状況報告書を提出していただきます。

#### ① プロジェクト実施状況報告書の記載事項

##### (ア) 案件組成報告書の活用状況

本報告の対象とする年度における案件組成報告書の活用状況を記入すること。

##### (イ) GHG削減量

###### ・削減量

本報告の対象とする年度において、案件組成報告書に基づくそれぞれの設備を導入した後は、方法論スプレッドシートを添付すること。

###### ・案件組成報告書における削減量に達しなかった場合の原因

削減量が、案件組成報告書に記載したGHG削減量に達しなかった場合に、その原因を分析して記入すること(実績報告書に記載したGHG削減量に達した場合は、記入を要しない。)

##### (ウ) 今後の取組

JCM登録申請までのスケジュールにおける進捗状況及び本報告の対象とする年度の翌年度以降の取組予定について、プロジェクトの実現性や課題を含めて記入すること。

#### ② プロジェクト実施状況報告書の対象期間及び提出時期

プロジェクト実施状況報告書は、案件組成報告書が策定された日からその年度の3月末までの期間及びその後の3年間の期間について毎年度作成し、当該年度の翌年度の4月30日までに提出するものとします。ただし、その期間に当該プロジェクトのJCM登録申請が行われた場合は、申請を行った翌年度以降の当該報告書の提出は不要です。

#### ③ 提出先

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

### (18)プロジェクトの実施の遅延の報告

補助事業者は、平成31年2月28日までにJCM登録申請を行うことができないと見込まれ、又は、JCM登録申請をおこなうための工事に着手することができない等、プロジェクトの実施に重大な支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められる場合には、速やかにその理由等を大臣に提出し、その指示を受ける必要があります。

## **4. 公募案内**

### **(1)応募方法**

補助事業への応募については、以下のとおり提出ください。

### ①提出方法

公募受付期間内に応募に必要な提出物を、提出先に持参または郵送ください。また以下の点をご注意ください。

- (ア) 郵送等の場合は、書留等の配達記録が残るものに限ります。
- (イ) 送付時に提出先アドレス宛に、「平成 27 年二国間クレジット制度案件組成事業応募書類送付の連絡【応募者名】」の件名で、本文中に応募者名、事業名、担当者名、連絡先及び発送の旨を電子メールにてご連絡してください。
- (ウ) 提出物は封書に入れ、宛名面に「平成 27 年二国間クレジット制度案件組成事業応募書類」と赤字で明記してください。
- (エ) 応募書類のファックス及び電子メール等での提出は不可です。
- (オ) 原則として、一度提出された書類の変更は受け付けません。
- (カ) ご提出いただいた書類の返却はいたしません。
- (キ) 応募書類は案件の選定のみに用います。

### ②公募受付期間

平成27年5月26日(火)～平成27年6月16日(火)15時必着

※ 期限を過ぎて到着した提出物のうち、遅延がセンターの事情に起因しないものについては、受理しません。

### ③提出先（本件窓口）

〒113-0033 東京都文京区本郷3丁目19番4号 本郷大関ビル4階

公益財団法人 地球環境センター

東京事務所 調査事業グループ

担当： 齊藤

TEL： 03-6801-8860

Email： [cdm-fs@gec.jp](mailto:cdm-fs@gec.jp)

## **(2) 応募に必要な提出物及び提出部数**

応募に当たり提出が必要となる書類と部数は、以下のとおりです。

### ①提出書類

応募書類のうち、様式を定めているものについては、必ず次の電子ファイルをダウンロードして作成してください。(http://gec.jp/jcm/jp/kobo/ps150526.html)

- (ア) 公募提案書(応募様式①)
- (イ) 実施計画書(応募様式②)
- (ウ) 実施計画書別紙(応募様式②-1)
- (エ) 経費内訳(応募様式③)  
※内訳別紙を添付してください。
- (オ) JCMプロジェクト英文概要(応募様式④)

※英文概要は、応募された事業の概要をホスト国と情報共有するために、英文で最大2ページまでで作成いただくものです。(オ)は、秘密保持に留意しつつ、選定の過程で当該ホスト国の政府職員に共有することがありうることを、あらかじめご了承願います。また、ホスト国から(オ)について寄せられる質問に対して、回答の作成を依頼することがあります。

(カ) 応募者の概要 (応募様式⑤)

(キ) 応募者の組織概要がわかる資料(企業パンフレット等にて事業概要、資本金、株主構成が記載されていること)

(ク) その他資料(様式任意)

(ケ) 提出書類チェックリスト(確認欄にチェックを入れること。)

## ②提出部数

正本(紙)1部・副本(紙)14部、

上記書類のデータを保存した CD-R1部(PDF形式および様式指定書類はワード・エクセル形式)

(ア)原則として再生紙に両面印刷してください。

(イ)ファイリングは不要です。

(ウ)CD-Rのレーベル面には提出事業者名・事業実施国名・事業名を必ず記載してください。

(エ)必要に応じて電話及び電子メールにて別途問い合わせおよび追加書類の提出依頼をさせていただきます場合があります。

## (3)公募説明会

応募を検討する事業者向けに、以下のとおり公募説明会を開催します。応募を予定されている方または検討される方、ご関心のある方は出席をお願いします。なお、事前登録の必要はありません。

・ 日時:平成27年5月29日(金) 10:00~11:30

・ 場所:航空会館 7F 大ホール

(東京都港区新橋 1-18-1) <http://kokukaikan.com/about/access>

- |   |                                    |
|---|------------------------------------|
| [ | ・ JR新橋駅 日比谷口 徒歩 5分                 |
|   | ・ 地下鉄 東京メトロ銀座線・都営浅草線 新橋駅 ⑦出口 徒歩 5分 |
|   | ・ 地下鉄 都営三田線 内幸町駅 A2出口 徒歩 30秒       |

## (4)応募に関する質問の受付及び回答

### ①受付方法

質問内容を電子メールにて下記アドレスに送信してください。その際、電子メールの件名は、「二国間クレジット制度案件組成事業に関する質問」としてください。

Email : [cdm-fs@gec.jp](mailto:cdm-fs@gec.jp)

### ②受付期間

平成27年5月29日(金)~平成27年6月2日(火)17時まで

### ③回答方法

質問受付終了から1週間程度でセンターのウェブページ上で行います。

## 5. 留意事項等

### (1)公表

採択事業については、環境省及びセンターのウェブサイトにおいて、事業名、事業者名及び事業概要等を公表する場合があります。また、併せて記者発表を行う場合があります。

ただし、当該事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、原則公表しません。

### (2)経理

補助金の経費については、収支簿を備え、他の経費と明確に区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておくとともに、支出額について、その支出内容を証する書類を整備する必要があります。

これらの帳簿及びその他の証拠書類は、補助事業完了後 5 年間保管する必要があります。

### (3)その他

上記のほか、必要な事項は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)及びその施行令(昭和 30 年政令第 255 号)の規定によるほか、交付要綱及び実施要領によります。

別表 経費費目の細分について

1 事業区分	2 補助対象経費	3 基準額
二国間クレジット制度案件組成事業	事業を行うために必要な人件費及び業務費（共済費、旅費、謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、借料・損料、会議費、賃金、雑役務費及び委託料並びにその他必要な経費で環境大臣が承認した経費）	大臣が必要と認めた額

## 別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記事項について、入札書(見積書)の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方は不利益を被ることとなっても異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの(生年月日を含む。))。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

#### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等(再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するために必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

## 【参考資料】

### 補助事業における利益等排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、調達先の選定方法如何に関わらず、補助金交付の目的上ふさわしくないと考えられます。

そこで補助事業においても今後の検査業務等に資することを目的として、下記のとおり利益等排除方法を定めます。

#### 記

#### 1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者が以下の①～③のいずれかの関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む。）は、利益等排除の対象とします。

利益等排除の対象範囲には、財務諸表等規則第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社を用います。

①補助事業者自身

②100%同一の資本に属するグループ企業

③補助事業者の関係会社（上記②を除く）

#### 2. 利益等排除の方法

##### (1) 補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象額とします。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいいます。

##### (2) 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

##### (3) 補助事業者の関係会社（上記②を除く。）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とします。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とします。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行います。

注）「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明していただきます。また、その根拠となる資料を提出して頂きます。